

る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
 (エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。  
 イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。  
 (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び熊本  
 県阿蘇地域振興局並びに小国町役場に備え置いて縦覧に供する。)

**熊本県告示第 573 号**

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 29 条の規定により次の森林を解除予定保安林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第 30 条の規定により告示する。  
 平成 16 年 5 月 28 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 解除に係る保安林の所在場所 熊本県阿蘇郡久木野村大字河陰字大道上 4533 の 5、4533 の 6
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 解除の理由 指定理由の消滅

**熊本県告示第 574 号**

次の森林を解除予定保安林にするので、森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 30 条の 2 第 1 項の規定により告示する。  
 平成 16 年 5 月 28 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 解除に係る保安林の所在場所 熊本県天草郡五和町大字下内野字猪ノ来迫 305 の 1 (次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的 水源のかん養
- 3 解除の理由 道路用地とするため  
 (「次の図」は、省略し、その図面を熊本県庁及び天草地域振興局並びに五和町役場に備え置いて縦覧に供する。)

**熊本県告示第 575 号**

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 41 条第 1 項の規定により指定居宅サービス事業所を次のとおり指定した。  
 平成 16 年 5 月 28 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
老人介護デイサービス 木香 八代郡宮原町大字宮原村 717 番地 1	有限会社 CAN	平成 16 年 5 月 20 日

**熊本県告示第 576 号**

知的障害者福祉法（昭和 35 年法律第 37 号）第 15 条の 5 第 1 項の規定により指定居宅支援事業者を次のとおり指定した。  
 平成 16 年 5 月 28 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	事業の種類
株式会社コムスン八代ケアセンター 八代市通町 10 番 52 号	株式会社 コムスン 東京都港区六本木六丁目 10 番 1 号 折口 雅博	平成 16 年 5 月 20 日	43000200232113	知的障害者 居宅介護

**熊本県告示第 577 号**

児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 21 条の 10 第 1 項の規定により指定居宅支援事業者を次のとおり指定した。  
 平成 16 年 5 月 28 日

熊本県知事 潮 谷 義 子